

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三田市長 田村 克也

市町村名 (市町村コード)	三田市 28219
地域名 (地域内農業集落名)	広野 (中内神)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月3日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者の高齢化のため、担い手不足が進行しつつあります。今後は集落営農組合との連携が必要です。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後も引き続き、酒米(山田錦等)と普通米(コシヒカリ等)の水稻栽培並びに黒大豆枝豆などを中心とします。規模縮小の意向のある農地や耕作放棄地を引き受けるために集落営農組合の法人化を目指し、経営の合理化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とします。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 集落営農組合への農地集積を進めます。
(2)農地中間管理機構の活用方針 集落営農組合の法人化に当たって農地中間管理機構の活用を図り、農地の集積化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針 ほ場整備事業が実施済みであるため、基盤整備事業の取り組みは考えていないが、共同活動の事業を活用し、水路、農道などの修繕を図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 集落営農組合の法人化を目指し、地域外から雇用就農者を募り、継続的に営農する仕組みの整備を進めます。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 集落営農組合と豊富な知識と経験を有している農業協同組合と一層連携し、地域農業を継続します。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--